

**弁護士に聴く**

**判例から見る  
労働トラブルの  
防止対策**

弁護士 長谷川ふき子 69



**個人情報の漏洩時における  
委託元企業の責任**

A社は、子供の氏名・性別・生年月日・住所、保護者の氏名などの顧客情報を取得し、それらの情報を管理するため、外部のZ社に委託していました。ところが、Z社の従業員が顧客情報を自身のスマートフォンを使って持ち出し、名簿業者に販売したため、子供と保護者の個人情報が外部に漏洩しました。

(東京高等裁判所2019年6月27日判決参照)

### 1、委託先の個人情報の漏洩

#### (1) A社の責任は？

個人情報保護法22条には「事

理措置を合理的に評価して選定する、(2)安全管理措置について定めた契約を締結する、(3)情報の取扱い状況を適切に把握することを求めています。参考にしてください。

**2、Z社のセキュリティ対策**  
Z社のセキュリティ対策がそもそも尽くされていたかについて

止するセキュリティを導入するなどは必要な対策として求められます。  
参考裁判例では、従業員がスマートフォンに市販のUSBケーブルで接続したところ、外部記憶媒体として認識され、業務用パソコンからスマートフォンにファイルを移動することができることを知ったことから、その方法によつてスマートフォンに顧客情報を持ち出しました。当時のガイドラインの中には、外部記憶媒体をパソコン等に接続する方法による情報漏洩のリスクが指摘されていましたので、通常想定できない

にファイルを移動することができることを知ったことから、その方法によつてスマートフォンに顧客情報を持ち出しました。当時のガイドラインの中には、外部記憶媒体をパソコン等に接続する方法による情報漏洩のリスクが指摘されていましたので、通常想定できない



業者は個人情報をデータベース化した「個人データ」の取り扱いの全部または一部を委託される場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならぬ」と定められています。

したがつて、個人情報が委託先の従業員から持ち出された場合であつても委託元が責任を負うことがあります。

(2)必要かつ適切な監督とは？

委託元が委託先や再委託先に対して行う「必要かつ適切な監督」について、「経済産業分野ガイドライン」では、(1)安全管

理措置を合理的に評価して選定する、(2)安全管理措置について定めた契約を締結する、(3)情報の取扱い状況を適切に把握することを求めています。参考にしてください。

**3、A社の監督責任は？**  
A社がZ社に対して持ち出し防止措置を講じているかどうかを確認するために、セキュリティの設定状況について適切に報告を求めていればセキュ

りティ対策が不十分なことを知つて改善を指示することができます。  
そのように特別な負担が生ずるわけではないと判断し、監督を行つていないと過失があるとしました。

**【裁判例から見る対応策】**  
個人情報の管理を外部に委託する場合においては、委託先のセキュリティ対策についてセキュリティソフトの更新などの設定状況、セキュリティ対策に対する評価について報告を求めておくことが必要です。

**【裁判例から見る慰謝料】**  
裁判例では、個人情報が漏洩したことに対する不快感は抽象的なものであるが、不安感を感じさせるものであり、自分の個人情報が適切に管理されるであろうとの期待を裏切るものとして、実害が発生したことがないことから精神的損害に対する慰謝料を2000円としました。

イラスト・源 安孝

（成田・長谷川法律事務所パートナー弁護士、愛知労働局紛争調整委員）